

平成28年度「土地月間」実施要綱

1. 目 的

土地基本法においては、土地についての基本理念や施策の基本となる事項等が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務として、広報活動等を通じて土地についての基本理念に関し、国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならないとしている。（第六条第二項）

本月間は、公共の福祉の優先等土地についての基本理念について広く国民の理解を深めるとともに、土地関係施策について広報活動を行うことにより、土地について国民の理解と関心を高め、土地関係施策のより実効ある推進に資することを目的とする。

2. 実施期間

自 平成28年10月 1日（土）
至 平成28年10月31日（月）
（初日である10月1日を「土地の日」とする。）

3. 主 唱

国土交通省

4. 実施主体

国土交通省及び地方公共団体、土地関係団体等

5. 実施要領

（1）趣 旨

本実施要領は、国における「土地月間」の実施内容の基本事項を定めるとともに、地方公共団体、関係団体等に対する要請の基本事項を定めることにより、国、地方公共団体等が行う一体的かつ総合的な広報活動を確保し、これにより本月間の趣旨の効果的な実現を図るものである。

（2）実施内容の基本事項

土地についての基本理念、土地政策の目標、土地問題の現状と課題等について、次の方法による広報活動等を展開する。

○国における実施事項

ア 広報活動

- ① 記者発表、ポスター、パンフレット、啓発冊子等の広報資料の作成、
掲示、配布
- ② 多様な広報媒体（メールマガジン、ソーシャルメディア等）を活用
した情報発信

イ 地方公共団体、関係団体等が実施する広報活動等に対する後援、相 談、資料提供等の協力

ウ その他

○地方公共団体に対する実施要請事項

ア 国、関係団体等が実施する広報活動等への協力・支援

イ 各地方公共団体独自の広報活動等の実施

- ① 広報紙への関連記事の掲載、パンフレット等の作成、配布及び講
演会、相談会等の開催
- ② 多様な広報媒体（メールマガジン、ソーシャルメディア等）を活
用した情報発信

ウ その他

○関係団体に対する実施要請事項

ア 国、地方公共団体等が実施する広報活動等への協力

イ 広報活動

- ① ポスター及びパンフレット等の作成、掲示、配布等
- ② 広報紙への関連記事の掲載
- ③ 多様な広報媒体（メールマガジン、ソーシャルメディア等）を活
用した情報発信
- ④ その他

ウ 無料相談会、講演会、セミナー、フォーラム、フェア等の開催

エ マルチメディアサービス等による土地情報の提供の実施

オ その他

（３）実施上の統一事項

本月間に関連する広報活動等については、「土地月間」の名称を用いる
ことにより、その統一性を確保するものとする。